

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第93号

緑のまちづくり条例施行細則の一部を改正する規則

緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「政令」という。」を削る。

第17条中「次の各号」の次に「に掲げる費用」を、「掲げる額」の次に「を超えない範囲内で市長が定める額」を加え、同条各号を次のように改める。

(1) 日常的に行われる維持管理に要する費用 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 保存樹又は保存樹木 1 本につき 3,000 円

イ 保存樹林 20,000円

(2) 前号に掲げるもののほか、特別に要する費用 保存樹又は保存樹木 1 本につき 300,000 円

第18条、第20条の 8 の表及び第11号様式中「第29条」を「第42条」に改める。

第12号様式中「1 種別 ☐適合 ☐適用除外 ☐完了延期

☐完了」を「1 種別 ☐適合 ☐適用除外 ☐変更 ☐完了延期 ☐完了」に改める。

第12号様式の2中「第29条」を「第42条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。